

◆ごみ収集運搬業許可業者一覧

業者名	所在地	電話番号
タカハシ興産株式会社	市原市能満2086-78	0436-75-2711
市原不燃物処理株式会社	市原市青柳北2-7-15	0436-22-6651
環境美装株式会社	市原市西国吉1562-2	0436-95-3052
千種興産株式会社	市原市千種海岸7-3	0436-21-1141
みどり産業株式会社	市原市五井9093-3	0436-22-2020
有限会社三和起業	市原市馬立1171	0436-63-3017
鎌滝運送有限会社	市原市平蔵2605	0436-89-2019
有限会社京葉グリーンテック	市原市迎田13-4	0436-61-0297
丸八建設運輸株式会社	市原市飯沼107	0436-23-4108
株式会社市原環境サービス	市原市上高根1172-3	0436-95-3508
杉田建材株式会社	市原市牛久450-1	0436-50-0111
三鬼産業株式会社	市原市姉崎775-1	0436-61-2281
石井興業有限会社	市原市池和田621	0436-88-2818

◆再生利用事業者 ※事前に各事業者に入受条件等をお問合わせください。

業者名	所在地	電話番号	主な取扱い品目
株式会社木下	市原市五井金杉2-8	0436-20-1123	古紙 新聞・雑誌類、段ボール、シュレッダー、紙パック、雑がみ、(機密文書) ※機密文書の持ち込み可否は各事業者にご相談ください。
	市原市海士有木1445-1	0436-36-8061	
株式会社コスモ紙業	市原市玉前西2-1-18	0436-78-3646	
千葉紙業株式会社	千葉市中央区浜野町972	043-263-9041	
株式会社齋藤英次商店	千葉市緑区大野台2-1-6	043-205-5720	
みどり産業株式会社	市原市五井9070	0436-40-1570 (千葉工場)	ペットボトル、ビン、カン
市原市資源回収協同組合	市原市五井9123	0436-25-5485	ペットボトル

◆福増グリーンセンター案内図

福増グリーンセンター
市原市福増124-2

↑ 施設案内

お問合せ先

- 事業系一般廃棄物の適正処理について
市原市クリーン推進課 (市原市国分寺台中央1-1-1)
TEL: 0436-23-9053 E-mail: cleansuishin@city.ichihara.lg.jp
- 事業系一般廃棄物の持ち込み方法や事前届け出などについて
市原市福増グリーンセンター (市原市福増124-2)
TEL: 0436-36-1191 E-mail: fukumasu@city.ichihara.lg.jp

事業系ごみ 適正処理のルール

◆事業系ごみは、ごみステーションに出せません!

1 事業系ごみ

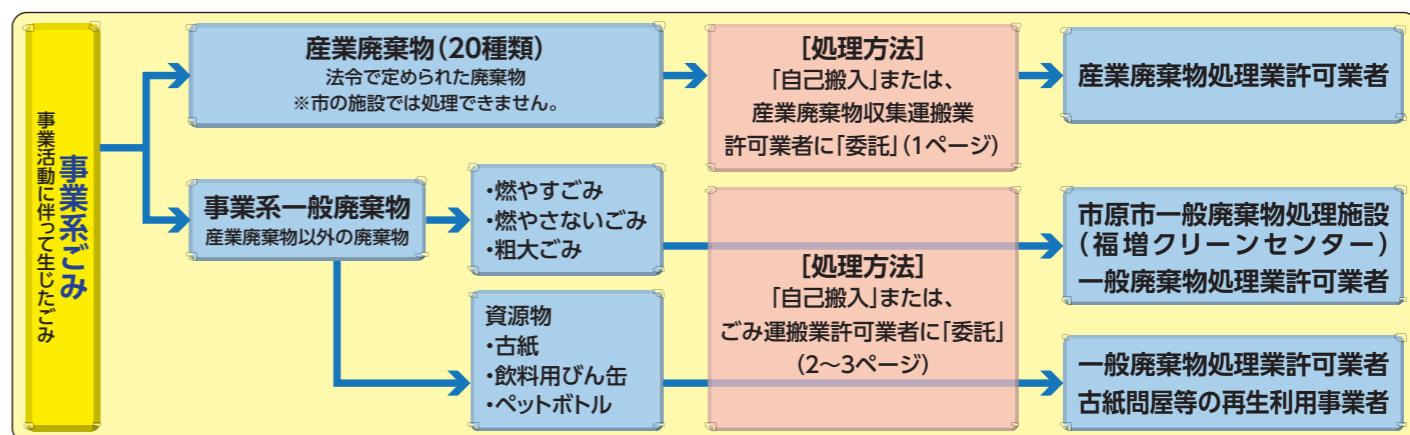
事業系ごみとは、ごみの種類や量の多少、営利・非営利を問わず、個人事業主・店舗・オフィス・工場・病院・学校・官公署など、あらゆる事業活動に伴って生じる廃棄物を指します。

2 事業者の責務

事業者は、その事業活動に伴って生じた事業系ごみについて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第3条に基づき、自らの責任において適正に処理することや廃棄物の再生利用などを積極的に行うことにより、その減量に努めることが規定されています。

※事業系ごみをごみステーションに出すことは禁止されており、**不法投棄**にあたります。

不法投棄は、廃棄物処理法違反として、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又は併科、法人の場合は3億円以下の罰金に処される場合があります。



◆産業廃棄物の種類と処理方法

1 産業廃棄物の種類

あらゆる事業活動に伴うもの	①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず ⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類 ⑫ばいじん
特定の事業活動に伴うもの	⑬紙くず ⑭木くず (パレットについては全業種対象) ⑮繊維くず ⑯動植物性残さ ⑰動物系固形不要物 ⑱動物のふん尿 ⑲動物の死体

⑳上記①～⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記①～⑱に該当しないもの

2 産業廃棄物の処理方法 ※市の施設では処理できません。

産業廃棄物は、産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託してください。

産業廃棄物に関するお問合せ先

- 産業廃棄物の種類や適正処理について
千葉県廃棄物指導課 TEL: 043-223-2757
- 産業廃棄物処理業許可業者などの紹介について
千葉県産業資源循環協会 TEL: 043-239-9920

産業廃棄物処理業許可業者などの紹介や検索は、県産業資源循環協会ウェブサイト(右のQRコード)をご覧ください。→

◆事業系一般廃棄物の種類と処理方法

1 市の施設（福増クリーンセンター）で処理できる主な事業系一般廃棄物の種類

燃やすごみ	生ごみ 食品の食べ残り、売れ残り、調理くず ※水切りして出してください。 ※堆肥化などの食品リサイクルのご検討をお願いします。 【事業所から発生する食品廃棄物】 食材の在庫管理、小盛りメニューによる食べ残り削減などにご協力をお願いします。 食品リサイクルの取り組みや業者の紹介は→	資源化できない紙 汚れのついた紙などの禁忌品 (3ページ)
	木・枝、草・葉 ※木枝は1本の長さ50cm、太さ10cm以内に切って出してください。 それが困難な場合や多量の場合は、市の一般廃棄物処分業許可業者にご相談ください。 【剪定枝（生木）などの処理方法】 処分業許可業者の紹介などは→	ぼろ布 汚れのついた タオルやシーツなど。 ※1辺の長さを50cm以内に 切って出してください。
	その他、従業員の個人消費による弁当ガラやプラスチックの製品 焼却施設の中で詰まる可能性があるため、50cm以内にしてください。 ※産業廃棄物（1ページ）に該当するものは受け入れられません。	
燃やさないごみ	従業員の個人消費によって生じた金属製品やガラス製品など ※産業廃棄物（1ページ）に該当するものは受け入れられません。	
粗大ごみ	縦横奥行き3辺の合計が150cm以上のもの。木製テーブルやタンスなど。 ※産業廃棄物（1ページ）に該当するものは受け入れられません。	

ご不明な点がございましたらクリーン推進課（4ページ）にご相談ください。

2 市で処理できる事業系一般廃棄物の処理方法

燃やすごみ、燃やさないごみは分別し、事業用の市指定ごみ袋に入れ、以下のいずれかの方法で処理してください。

※家庭用の市指定ごみ袋には入れないでください。

【方法1】福増クリーンセンターに自己搬入する。

処理手数料が200円/10kgがかかります。

※200kgを超える持ち込みの場合は、3日前までに福増クリーンセンターに届出が必要です。

受付日 月～金曜日（年末年始・祝祭日を除く）

受付時間 8:30～16:00（11:30～13:00を除く）

または、

【方法2】ごみ収集運搬業許可業者に収集運搬を依頼する。

収集運搬を依頼する場合には別途収集運搬料がかかります。詳しくは、ごみ収集運搬業許可業者（4ページ）にお問合せください。

3 事業用の市指定ごみ袋の販売

ごみの収集運搬をごみ収集運搬業許可業者（4ページ）に依頼する場合には、許可業者から購入してください。福増クリーンセンターに自己搬入する場合は、同施設内の市原市一般廃棄物処理業協業組合または次の場所で購入してください。

【お問合せ先】市原市一般廃棄物処理業協業組合 市原市今富156-2 TEL:0436-36-8827



◆資源物の処理方法

ごみ収集運搬業許可業者などに収集を依頼するか再生利用事業者（4ページ）に引き渡してください。再生利用事業者によっては以下の方法でなくても良い場合があるので、事前に確認してください。

ペットボトル キャップとラベルを取り、中を洗い、つぶしてください。	飲料用のびん・缶 中を洗い、びん・缶に分別してください。
---	--

古紙として出せるもの				
新聞 折り込みチラシ含む	雑誌類 カタログ、パンフレット	段ボール ろうびきは不可	紙パック 	雑がみ 紙袋に入れて縛ってください。ガムテープは使用しないでください。
種類ごとに束ねて出してください。				

雑がみの資源化に取り組みましょう。 【雑がみも大切な資源物です。】詳しくは→

雑がみとして出せるもの			
メモ用紙・コピー用紙 	ダイレクトメール 	包装紙 	カレンダー (金具は取り除く)
紙袋 	封筒・はがき 	お菓子の箱 	ティッシュの箱 (ビニールは取り除く)

禁忌品 ※以下のものは、再生の妨げになるため、古紙に混ぜずに燃やすごみとして出してください。			
昇華転写紙・捺染紙 (アイロンプリント紙)	緩衝材 (カバンや靴などの詰物)	感熱性発泡紙・立体コピー紙 (点字印刷物)	合成紙 (屋外ポスターなど)
においのついた紙 	防水加工された紙 	感熱紙 (レシートなど)	カーボン紙・ノーカーボン紙 (複写伝票など)
印画紙 (写真など)	プラスチックフィルムやアルミ箔等を貼り合わせた複合素材の紙	汚れた紙 (ティッシュなど)	シールやテープ等粘着性のあるもの

資源物の処理に関するお問合せ先 ごみ収集運搬業許可業者、再生利用事業者（4ページ）にお問い合わせください。【事業所から発生する資源物について】詳しくは→

◆ごみの減量・再資源化にご協力ください。

ごみの減量・再資源化は、**3R（リデュース、リユース、リサイクル）**がキーワードになります。3Rは環境負荷を小さくする効果の高い取り組みの順番に並んでいます。リデュース、リユース、リサイクルの順番に取り組み、最終的に残ったごみは適正に処理してください。

1. リデュース（Reduce 発生抑制）

- 紙類の使用を減らす。（裏紙使用・ペーパーレス化など）
- 使い捨て用品の使用を控える。（割り箸、紙コップなど）

2. リユース（Reuse 再使用）

- ファイルなどの事務用品を繰り返し使用する。
- リースやレンタル品を使用する。

3. リサイクル（Recycle 再生利用）

- 資源物を分別し、再資源化する。
- 食品残渣の堆肥化などに取り組む。

事業所のごみを減らすことは、環境負荷の低減などにつながるメリットがあります。資源物を分別すれば、有価物として売却できる場合もあります。